

平成 28 年 9 月定例記者会見

〔市内中学生熱中症事故調査委員会条例〕

記者 設置日はいつですか？

教育長 条例案が可決したうえで、速やかにしたいとは思いますが、早くて10月中旬頃になるでしょう。

記者 いつごろまでの期間を見込んでいるのでしょうか？

教育長 まったく白紙です。

記者 調査着手から1週間を目途に最初の説明を保護者等にするとなっていますが。

教育長 基本調査はすでに終わっています。それを受けて市教委が判断します。

記者 なぜ条例を設定するのですか？要綱設置ではダメなのですか？

教育長 亡くなっている重みを考えました。専門家や精通した方に議論いただくことで一定の方向性で諮問答申を行う方が良いと考えました。

記者 重い位置づけにしているという認識ですね。

教育長 はい。

記者 答申は年度内ですか？

教育長 早いうちに。

記者 前回の説明では再発防止策や様々手段を取っていましたが、それとは全く違う別のものを求めるのですか？

教育長 それも見えないのですが、前回の当面の対応としては、今すぐこの時期なので対応しなければならぬ緊急にできるものでした。

記者 例えば、どういう事が考えられますか？

教育長 部活動の保護者サイド、教育指導、医学的な面など、いろいろな面で最低限配慮すべき事項など、チェックリスト・基準的なもので出てくるでしょう。各々の立場ですべきこと、留意すべきことを行政としては啓発、あるいは指導すべきだと思います。

記者 たとえば、部活動のありようそのものは。どのような基準で部活動をやるとか、あるいはその考え方にまで踏み込んで、彼がそこまで頑張った背景には何があったのだろう、そういう所からもっと広い所まで踏み込むなら、何となく分からないでもないなあと思います。その第三者的な立場で色々意見を聴くのは分かりますが、今の話では、この間の緊急性の部分でクリアされているような気がするのですが？

教育長 前回の当面の分も含めて検証してもらおうと思います。

記者 熱中症事案で委員会を設けている自治体は過去にはないわけですか？

教育長 今、把握している限りはありません。

記者 今回の事案に限ってという話なので、さっき申し上げた広い話にはならないということですね？

教育長 そうです。

記者 前回の発表の際の15分おきに給水などのマニュアルを市教委で作る話もありましたが、結論が出るまでは緊急対策以上のものはないということですか？

教育長 校長会では情報共有する中で、知恵を出し合っています。保護者やPTAも関心が高く意見も出てくると思います。都度、必要な事はやっていくべきことはあるでしょうし、委員会の中で更に揉まれて提言として出てくることもあるでしょう。当然、一番大切な事は現場で2度と起こらないような予防をしていくことです。

記者 条例案を出すということで、一つは、市側の認識としては学校側の対応に何らかの問題があったのではないかとということで条例案提出に至ったのか、ということと、二つめは、ご遺族側は学校側の対応に今時点では納得されていないとおっしゃっていますが、もし分かれば教えてください。

教育長 先に遺族の方の話ですが、お伺いして「こういうことをしたい、市教委は次の取り組みとして調査委員会を立ち上げてほしい」ということに対しては「是非とも、そうしてほしい。故人の死を無駄にしてほしくない」という思いがございました。ひとつめについては、教育委員会が認識したというのは、学校の基本調査の中で不適切な指導があったと報告がありました。それを踏まえて市教委としても追認したので、今回の判断概要の1つとなりました。

記者 不適切な指導というのは、どんな内容になるのですか？

教育長 基本調査では2つあります。ひとつは、30分の練習時間に5分追加したということ、ふたつめは、30分の練習の中に15分の休憩において強制的に給水をさせなかったです。

記者 学校側からの報告はいつ付けで上がってきているのですか？

教育長 指針に基づいて、報告書の受付は先月26日、市側が受けたのは29日に校長と関係職員がヒアリングをして確認しました。そのヒアリングで不適切だと認識しました。

記者 30分というのは最初のランニングのことですね。30分の予定が35分になったということですね？

教育長 はい。

記者 15分で給水というのは、どういう意味ですか？

教育長 当日は練習会場の関係で顧問も二手に分かれて練習していましたが、その新しい指導者が4月に来たばかりで、15分の給水が引継がれていませんでした。

記者 それまでは、普通30分の内、15分たったら給水してまた走る、というやり方をしていたということですか？

教育長 そうです。

記者 子どもから給水時間の訴えはあったが、先生がダメと言った事実はあるのですか？

教育長 生徒が訴えたかどうかは分かりません。今日はなんで給水がない？というのはあったでしょうね。話しにくかったというのもあるでしょうし、部活の顧問は怖いというのがあったのかもしれませんが。今後の調査でわかることかと思えます。

記者 報告書はもらえるのですか？

教育長 はい。

記者 練習自体は、通常の練習パターンでしたか？

教育長 そのようです。

記者 ご遺族から何か動きは？

教育長 学校が日々連絡を取っていますが、特にありません。市教委も 3 回会いにっていますが特にありません。

記者 普通は責任の所在をはっきりしてほしいとか、そういう話になるのですが。

教育長 学校も不適切があったと謝罪していますし、私も話をさせてもらいました。さっきも申しましたように、調査委員会を立ち上げる中で不適切だったと市教委も認めていますと謝罪もさせていただきましたので特には。

記者 部活動は再開されたのですか？

教育長 まだです。

記者 運動会はどうするのですか？

教育長 学校も近々保護者説明会を行うと聞いています。

記者 授業で練習はしていないのですか？

教育長 していません。

〔議案 79 号 生駒市職員懲戒審査会条例〕

記者 今までは人事課でやっていたのですか？

市長 人事課、庁内の市長公室長を中心に関係部長で。

記者 それに代わって、今後は部外者の第三者でやっていくということですか？

市長 外部の方が中心に行います。

記者 生駒独自ですか？

市担当 他市町村でも、そのような形が最近では多くなってきています。県内では奈良市、大和郡山市、県外では大津市、明石市です。職員で職員の処分を決めるというのは、なかなか難しいところがあります。

記者 任命権者の諮問に応じてはなっていますが、すべての案件に対してこれを開くというわけではないのですか？

市担当 懲戒の指針に該当するような部分につきましては、諮問をします。例外がないので、審査会にかけるべき今までもかけていたような案件は全部行います。懲戒の対象になるようなものは、という意味です。ですから、それ以外の分限処分の対象、勤務態度の成績が悪いから分限で処分する、そういうものは該当しません。あくまで懲戒処分です。

〔高山第 2 工区〕

記者 高山第 2 工区について懇談会が開かれましたが、改めて高山第 2 工区の整備についての考えと、高山第 2 工区へのリニア誘致について聞かせてください。

市長 これからの生駒市の発展を考えた時に、非常に大きな可能性を秘めた地域であることは間違いありません。ただ、それを具体的にどのような形で、これからの社会情勢なども踏まえて整備開発していくのかにつきましては、昨年に市が整理したものを土台として、今回は学識経験者を中心に専門的に議論していただくことを考えています。高山第 2 工区の開発をひとつのモデルとして提示出来るよう、しっかりと検討をしていただいで、市もそれをしっかり形にしていけるように頑張りたいと思います。

リニアについては、生駒市に駅を誘致するという方向性、方針自体は変わっていません。しっかりと情報を収集し、考えていきたいと思っています。

記者 リニアを生駒に誘致される場合、高山第2工区に駅が設置される可能性は高いのですか？

市長 基本的に生駒市では高山第2工区以外は難しいと思っています。

〔議案84号 テレワーク&インキュベーションセンター条例〕

記者 これは場所を貸して賃料を取るのですか？

市長 はい。

〔議案86号 防犯カメラの取得〕

記者 自治会などでは自主的に付けている所もあると思いますが、住民からプライバシーの関係で反対されたりはしないのですか？

市長 子どもに対する犯罪の心配がかなりあり、今回のカメラの設置については皆無ではありませんが、基本的にはカメラを付けて安全・安心を守ることにご理解というか、むしろちゃんとやってくれという声が非常に大きかったと考えています。

記者 監視は誰が対応するのですか？

市長 モニターで見るものではなく、デジタル方式で映像を24時間体制で撮っておくものです。